

入札公告

次の契約に係る条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格並びに当該入札の場所及び日時その他入札について必要な事項を地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定により、次のとおり公告する。

入札者は、山口市上下水道事業競争入札参加者心得（以下「参加者心得」という。）及び入札条件を熟読の上、入札すること。

令和6年2月20日

山口市上下水道事業管理者 野村和司

発注の概要

| | |
|---------|---|
| 件名 | 簡易水道自家用電気工作物保安管理業務 |
| 種別 | 物品・業務委託等 |
| 履行場所 | 嘉年簡易水道第2浄水場（山口市阿東嘉年上2002番地2）外13箇所 |
| 業務概要 | 簡易水道施設14箇所の自家用電気工作物の保安管理業務 |
| 履行期間 | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで （契約日から令和6年3月31日までは準備期間とする。） （始期については、契約日の翌日が閉庁日の場合は、同日以後の閉庁日でない日とする。） |
| 予定価格 | 事後公表とする。 |
| 入札書比較価格 | 事後公表とする。 |
| 総合評価方式 | 適用しない。 |

入札に参加できる者の資格要件（ここに掲げる要件を全て満たすこと。）

| | |
|------------|---|
| 競争入札参加資格登録 | 公告日の前日において、物品・業務委託等に係る契約の競争入札参加資格及び登録を定めた告示(令和3年12月13日山口市告示第231号)に規定する入札参加資格を、次の営業種目について有していること。 |
| 登録営業種目 | 「53業務委託（建物等の保守管理・運営）」のうちの「04自家用電気工作物保安」 |
| 所在地 | 公告日の前日において、市内業者又は準市内業者(本店又は支店、営業所若しくはこれらに準ずる事務所を山口市内に有する者をいい、競争入札参加資格登録の区分が「市内」又は「準市内」である者に限る。)であること。 |

| | |
|---------|--|
| 法令上の許可等 | 電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第52条の2の要件に該当する者であること。 |
| その他 | <p>(1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。</p> <p>(2)公告日から入札日(郵便入札の場合は、開札日)までの間のいずれの日においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領及び山口市上下水道事業入札参加資格者に係る指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。</p> <p>(3)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。)でないこと。</p> <p>(4)入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。</p> |

契約に関する事項

| | |
|---------|---|
| 前払金 | 無 |
| 部分払 | 有（2回） |
| 契約保証金 | 免除 |
| 電子契約の可否 | この契約の締結は、受注者の希望により電子契約の方法によることができる。希望する場合の手続は、入札条件に定める。 |

入札参加資格の確認

| | |
|------|--|
| 確認方法 | 入札日当日、入札開始前に行う(参加者心得第4条の規定にかかわらず、入札参加資格確認申請書の提出は不要)。 |
|------|--|

入札の方法等

| | |
|--------------------------|---|
| 入札方法 | 会場入札 |
| 入札日時 | 令和6年3月7日（木）午前9時 |
| 入札会場 | 山口市上下水道局宮島庁舎3階第3会議室（山口市宮島町7番1号） |
| 提出書類 (入札会場において提出するもの) | 代理人による入札の場合は、委任状 |
| 再度入札 | 予定価格の制限の範囲内の有効な入札がなかった場合、かつ、再度入札の対象者がいる場合は、再度入札を行う。初回の入札及び再度入札を合わせた入札回数は、3回までとする。 |
| 入札保証金 | 免除 |

設計図書類等の閲覧方法

| | |
|-------------|---|
| 閲覧方法 | 山口市公式ウェブサイトに掲載 |
| 閲覧に必要なパスワード | ファイルの閲覧に必要なパスワードは、入札条件に定めるとおり、パスワード照会をすること。 |
| パスワード照会期間 | 公告日から令和6年3月6日（水）までにおける午前8時30分から午後5時まで（最終日は午後4時まで） |

質問書の受付及び回答の方法

| | |
|-------|---|
| 内容質問書 | 設計図書類等に関して質問があるときは、内容質問書(参加者心得様式第2号)を電子メール、ファックス又は持参により提出すること(電子メール又はファックスの場合、送信後に必ず電話連絡を行うこと。) |
| 提出期限 | 令和6年3月1日（金）午後5時まで |
| 提出先 | 山口市上下水道局 阿東簡易水道事務所 |
| 回答方法 | 回答は、内容質問の受理後、令和6年3月5日(火)午後5時までに、速やかに山口市公式ウェブサイトに掲載する。 |

入札の中止、無効及び失格入札等

(1)参加者心得第13条の規定に該当する入札は中止とし、参加者心得第11条の規定に該当する入札は無効とし、参加者心得第12条の規定に該当する入札者は失格とするほか、入札条件に定めるところによる。
(2)この入札においては、低入札価格調査制度及び最低制限価格制度のいずれの適用もしない。

入札条件、契約条項等

入札条件は、参加者心得及び別添の設計図書類等に示すところによる。また、契約書約款、入札に関する要綱等については、山口市公式ウェブサイト又は下記の入札執行課の窓口で閲覧できる。

その他必要な事項

入札結果は、入札日（郵便入札にあっては、開札日）の午後4時までに、山口市公式ウェブサイトに掲載する。

本入札に係る契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であるため、令和6年度の山口市簡易水道事業会計予算が可決されなかった場合、又は当該契約に係る支出予算に減額又は削減があったときは、本調達手続きを取り消し、契約を行わない。

現場説明は、実施しない。

この公告における「閉庁日」とは、山口市の休日に関する条例(平成17年山口市条例第9号)に規定する休日をいう。

申込書及び資料の作成並びに申込みに係る費用は、提出者の負担とする。

入札関係書類は、設計図書類等において指定した様式を使用すること。様式の指定がなく、ウェブサイト掲載様式を使用する場合は、宛名が「山口市長」とあるものは、「山口市上下水道事業管理者」とすること。

連絡先等

| | |
|-------|------------------------------------|
| 入札執行課 | 〒753-0043 山口市宮島町7番1号 |
| | 山口市上下水道局 上下水道総務課 入札監理室 |
| | 電話番号 083-933-6663 |
| | 電子メール nyukan@city.yamaguchi.lg.jp |
| | ファックス番号 083-932-0810 |
| 事業担当課 | 〒759-1512 山口市阿東徳佐中3417番地2 |
| | 山口市上下水道局 阿東簡易水道事務所 |
| | 電話番号 083-956-0981 |
| | 電子メール at-kani@city.yamaguchi.lg.jp |
| | ファックス番号 083-956-0155 |